## 大分県環境マネジメントシステム要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境保全活動の推進に寄与するため、大分県が独自に確立し、維持する環境マネジメントシステム(以下「システム」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(システムの適用範囲)

- 第2条 システムの適用範囲となる組織、事務及び職員は次のとおりとする。
  - (1) 適用組織 知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査 事務局、企業局、病院局、教育庁(教育機関及び県立学校を含む。)及 び警察本部(警察学校及び警察署を含む。)
  - (2) 適用事務 前号の組織が実施している事務事業
  - (3) 適用職員 第2号の適用組織で勤務する職員等(非常勤職員及び臨時職員を含む。)

(環境方針)

第3条 環境マネジメントシステムにおける環境保全活動の基本理念及び基本的方向を環境 方針として定める。

第2章 環境管理組織

(設置)

第4条 継続的な環境の保全及び改善に取り組むシステムを確立し、維持するため環境管理 組織を設置する。

(組織)

- 第5条 環境管理組織は環境管理総括者、環境管理副総括者、環境管理責任者、環境管理委員会及び環境マネジメントシステム推進委員会(以下「システム推進委員会」という。) で組織する。
- 2 環境管理総括者は、知事をもって充てる。
- 3 環境管理副総括者は、副知事をもって充てる。
- 4 環境管理責任者は、生活環境部長をもって充てる。
- 5 環境管理委員会は、環境管理総括者、環境管理副総括者、環境管理責任者及び環境活動 責任者で組織し、環境管理総括者を委員長とする。
- 6 システム推進委員会は、生活環境部審議監及び総括環境推進員で組織し、生活環境部審 議監を委員長とする。

(職務)

- 第6条 環境管理総括者は、システムを総合的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事務 を行う。
  - (1) 環境方針の決定及び改定を行うこと。
  - (2) 必要に応じてシステムの見直しを行うこと。
  - (3) その他システムの確立及び維持のために必要な事務を行うこと。
- 2 環境管理副総括者は、環境管理総括者を補佐し、環境管理総括者に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 環境管理責任者は、システムを確立し、維持するため次に掲げる事務を行う。
  - (1) 同条第1項第1号の規定にかかわらず、環境基本計画の策定または見直しに伴い、

環境方針を改定すること。

- (2) 環境関連施策等、エコオフィス活動及び環境法令を遵守した庁舎管理業務の推進等を行うこと。
- (3) システムの確立及び維持に関し必要な情報、状況及び措置等を環境管理総括者に報告すること。
- 4 環境管理委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) システムの目標の達成状況に関すること。
  - (2) システムの見直しに関すること。
  - (3) その他環境管理総括者が必要と認めること。
- 5 システム推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) システムの目標の達成状況を取りまとめて、環境管理責任者に報告すること。
  - (2) その他環境管理責任者が必要と認めること。

(庶務)

第7条 環境管理組織の庶務は、生活環境部うつくし作戦推進課で処理する。

## 第3章 環境活動組織

(設置)

第8条 継続的な環境の保全及び改善に取り組むため、環境活動組織を設置する。 (組織)

- 第9条 環境活動組織は、環境活動責任者、総括環境推進員及び環境推進員で組織する。
- 2 環境活動責任者は、各部局長、議会事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、監査事務局長、企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。
- 3 総括環境推進員は、各部局等の主管課事務を担当する課長をもって充てる。
- 4 環境推進員は、各部局等の各課・局・室の長をもって充てる。 (職務)
- 第10条 環境活動責任者は、各部局等の環境推進員に環境保全活動等の実行を指示し、その他環境活動に関し必要な業務を行う。
- 2 総括環境推進員は、環境活動責任者を補佐し、各部局等における環境活動等の調整を行う。
- 3 環境推進員は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 環境関連施策等、エコオフィス活動及び環境法令を遵守した庁舎管理業務の推進等に取り組むこと。
  - (2) 環境保全活動を実行すること。

## 第4章 環境教育

(環境教育の実施)

第11条 システム及び環境問題に関する職員等の知識の向上及び自発的行動の促進を図り、公共事業等の業務に従事する職員が経験に基づく力量を向上させるため、環境教育を 実施する。

## 第5章 外部評価

(外部評価の実施)

- 第12条 システムの取組状況等について、専門的かつ客観的の評価及び透明性を確保する ため毎年1回外部評価を行うこととする。
- 2 外部評価は、大分県環境審議会総合政策部会において行うものとする。 (評価内容)
- 第13条 評価内容は、環境関連施策等及びエコオフィス活動の取組結果とし、次に掲げる

事項により評価するものとする。

- (1) 第3次大分県環境基本計画に基づく施策の進捗状況、目標の達成状況等
- (2) 環境影響評価法、大分県環境影響評価条例、大分県環境配慮推進要綱に基づく対象事業の概要等及び大分県自主的環境配慮指針に基づく対象事業の件数
- (3) 第4期大分県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく温室効果ガス排出 量の実績等
- (4) 大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績等
- (5) その他外部評価に必要な事項

第6章 雑則

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 大分県環境マネジメントシステム要綱(平成10年11月1日制定)
  - (2) 大分県環境組織に関する要綱(平成10年7月3日制定)
  - (3) 大分県環境管理委員会要綱(平成10年7月3日制定)
  - (4) 大分県環境マネジメントシステム検討委員会要綱(平成10年11月1日制定)

附則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。